

令和4年度 福島県立ふくしま新世高等学校前期選抜募集要項

〒960-8141 福島県福島市渡利字七社宮17
電話 (024)523-4740 FAX (024)521-6400

令和4年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱（福島県教育委員会）により実施する。

1 募集定員

課程	学科	募集定員	特色選抜の募集定員枠	一般選抜の募集定員
定時制	普通科	40名	定員の10%程度	特色選抜で合格と判定された者の数を除いた数

※ 「夕間部」と「夜間部」の別については、合格発表後、本人の希望をもとに決定します。

2 通学区域

通学区域は、「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

3 出願資格

出願することのできる者は、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和4年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

4 出願方法

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、福島県立福島中央高等学校長（以下「本校校長」という。）に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

5 併願の取扱い

志願者は、本校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

6 出願期間及び願書受付

- (1) 令和4年2月3日（木）から2月8日（火）までとする。
受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。
ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。
- (2) 県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、簡易書留分の切手（404円分）を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封の上、令和4年2月8日（火）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。
- (3) 出願書類受付後、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。
出願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、コピーをとり保管しておくこと。

7 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
 - ① 令和4年度前期選抜入学願書（県教育委員会において作成したもの）
 - ② 令和4年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）
ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除する。
なお、提出期間は令和4年2月15日（火）から2月16日（水）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
 - ③ 特色選抜志願理由書（本校において作成したもの）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
 - ④ 前期選抜受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）

- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
- (2) 上記(1)以外の者
- ① 令和4年度前期選抜入学願書（上記(1)①に同じ）
 - ② 特色選抜志願理由書（上記(1)③に同じ）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
 - ③ 健康診断書（令和4年1月以降に医師の診断を受けたもの）
 - ④ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
 - ⑤ 前期選抜受験票用紙（上記(1)④に同じ）
 - ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（上記(1)⑤に同じ）
- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として950円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。

8 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。
- (2) 提出期間は、令和4年2月15日（火）から2月16日（水）までとする。
郵送の場合には、2月16日（水）の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

9 県外等からの出願

- (1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定による。
- (2) 上記(1)以外の県外からの出願者は、上記7に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。
 - ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
 - ② 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類

10 東日本大震災により避難している生徒等の入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて

詳しくは福島県立福島中央高等学校に問い合わせること。

11 出願先変更

志願者は、令和4年2月9日（水）から2月14日（月）までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

12 出願の取消し

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

13 出願の特例措置

保護者の転勤に伴う一家転住等により、出願書類提出期間に手続きができなかった者が、新たに出願する場合は、出願先変更期間に限り、これを受け付ける。その手続きは、上記9に示した「県外等からの出願」の(2)を準用する。

14 選抜方法・選抜資料

特色選抜

特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接の結果を資料として、さらに作文の結果を併せて資料として選抜を行う。選抜に当たっては、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

○志願してほしい生徒像

本校では、「主体的に行動できる人間の育成」、「他者と協働できる人間の育成」、「生きる力をもった人間の育成」を教育目標に掲げ、自ら課題を見付けて粘り強く学び、地域社会に貢献できる人間の育成を目指している。

このような本校の特色をふまえ、次の①又は②に該当する生徒を求めている。

- ① 上級学校への進学を希望し、働きながら学ぶ強い意志のある者
- ② 現在、就業しており、明確な目標をもち、学習活動に積極的に取り組むことができる者（就業にはアルバイト、パート等を含みます）

(1) 学力検査

学力検査を実施する教科は、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の5教科とし、各教科の満点を50点、検査時間はそれぞれ50分とする。

(2) 特色選抜志願理由書

本校を志願する動機・理由（働きながら学ぶことについての考え、学習への興味・関心、将来の抱負、長所・特技・資格等）について、本人が記入する。

(3) 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」は55点満点として、合計190点満点とする。

(4) 特色面接

個人面接を実施する。「特色選抜志願理由書」の記載内容を中心として、学業と勤労との両立についての考えなど、働きながら学ぶ意欲等について問う。面接については、段階評価する。

(5) 特色検査

作文を実施する。あるテーマについて、600字程度で自分の考えを述べる作文とし、特色検査については、60点満点とする。

(6) 選抜資料の満点

全体の満点は、500点とする。

一般選抜

調査書の審査結果、学力検査の成績及び一般選抜に係る面接の結果を資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

(1) 学力検査

学力検査を実施する教科は、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の5教科とし、各教科の満点を50点、検査時間はそれぞれ50分とする。

(2) 調査書

「各教科の学習の記録」は195点満点とし、「特別活動等の記録」は55点満点として、合計250点満点とする。

(3) 一般面接

個人面接を実施する。面接については、段階評価する。

なお、特色選抜にも出願している志願者については、特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

15 学力検査、一般面接、特色面接等の日時・日程及び受験上の注意

(1) 学力検査

① 日 時 令和4年3月3日(木) 午前9時～午後3時10分
(受付：午前8時～午前8時30分、福島県立福島中央高等学校職員玄関)

② 日 程

8:30	9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
点呼・諸連絡	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
	(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

③ 会 場 福島県立福島中央高等学校

④ 持参する物 受験票、上ばき、下足を入れる袋、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規(ただし、下敷、分度器(分度器機能を有する定規を含む)は使用できない。)

⑤ そ の 他 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

(2) 一般面接、特色面接・特色検査

① 日 時 令和4年3月4日(金)
(受付：午前8時～午前8時30分、福島県立福島中央高等学校職員玄関)
〈一般面接〉 午前9時～
〈特色検査(作文)〉 午前9時～午前9時40分
〈特色面接〉 特色検査終了後

② 会 場 福島県立福島中央高等学校

③ 持参する物 受験票、上ばき、下足を入れる袋、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム

④ そ の 他 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。
なお、昼食が必要になる場合がある。

16 合格者発表

- 令和4年3月14日(月)正午以降に、福島県立福島中央高等学校職員玄関で発表する。
- 合格者に対して、「合格通知書」を交付する。合格者は、受付に受験票を提出すること。
- 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

17 追検査等の実施

追検査等の受験資格がある志願者は、前期選抜実施日に非常災害による交通遮断等により欠席や大幅な遅刻を余儀なくされた者、インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり欠席した者及び新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した者(※)とする。

追検査等を実施する選抜は特色選抜と一般選抜の両方とする。

※ ここでいう「新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した者」の範囲については、この募集要項に示した「18 その他」の「(1) 新型コロナウイルス感染症への対応について」に定めるところによる。

(1) 追検査等の日時、日程及び会場等

- ① 日 時 令和4年3月9日(水) 午前9時～
(受付：午前8時～午前8時30分、福島県立福島中央高等学校職員玄関)
- ② 日 程 追検査等については、出願と受験の状況によって下表のA～Cの3パターンで実施する。
なお、実際の志願者数によっては、終了時間が変更になる場合がある。

A 3月3日(木)に欠席した特色選抜及び一般選抜志願者

8:30	9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
点呼・諸連絡	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
	(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	

- B 3月4日(金)に欠席した一般選抜志願者、特色選抜志願者(一般選抜との併願者を含む。)
 〈受付〉 午後2時～午後2時30分(福島県立福島中央高等学校職員玄関)
 〈一般面接〉 午後3時～
 〈特色検査(作文)〉 午後3時～午後3時40分
 〈特色面接〉 特色検査終了後

- C 3月3日(木)、4日(金)に欠席した一般選抜志願者、
 特色選抜志願者(一般選抜との併願者を含む。)

8:30	9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
点呼・諸連絡	国語	休	数学	休	外国語(英語)	昼食	理科	休	社会	
	(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	
	〈一般面接〉		午後3時～							
	〈特色検査(作文)〉		午後3時～午後3時40分							
	〈特色面接〉		特色検査終了後							

③ 会場 福島県立福島中央高等学校

④ 持参する物 追検査等受験許可証、受験票、上ばき、下足を入れる袋、昼食(上記AとCに該当する志願者のみ持参する。)、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規(ただし、下敷、分度器(分度器機能を有する定規を含む)は使用できない。)

⑤ その他

携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

(2) 追検査等受験の手続き

インフルエンザ等学校感染症に罹患した志願者が、前期選抜実施日に欠席し、志願者本人が追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患患者追検査等受験願に医師の診断書を添付し、3月7日(月)午後4時まで本校校長へ提出する。その場合、在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した者も、インフルエンザ等学校感染症罹患患者追検査等受験願の追検査等受験願提出理由の欄に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた理由を記入し、3月7日(月)午後4時まで本校校長へ提出する。その場合も、在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

なお、非常災害による交通遮断等により遅刻又は欠席した志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

本校校長は追検査等の受験資格を認めた者に対して、追検査等受験許可証を交付する。

(3) 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

(4) その他

3月3日(木)の学力検査の際、インフルエンザ罹患患者や体調不良者(ただし、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされる者を除く。)の別室受験についてはこれまでどおり認めることとする。この場合、学力検査を1教科でも受験した志願者は、追検査(学力検査)を受験できない。

18 その他

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置を必要とする者への対応については、新型コロナウイルスに対する国の方針、文部科学省の通知、今後の感染の推移を踏まえるとともに、県の関係部局と連携し、最新の情報や知見に基づいて適切な時期に周知する。

(2) 障がい等のある志願者に対する配慮

① 中学校卒業生及び卒業見込の者

原則として年内に、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」を、本校校長に提出する。その際、中学校長は中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。

本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」により、受験上の配慮に関して中学校長を通して志願者に通知する。

② 上記①以外の者

原則として年内に、志願者は、「受験上の配慮申請書」を、本校校長に提出する。本校校長が必要と判断した場合には診断書等を提出する。

本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」により、受験上の配慮に関して志願者に通知する。

(3) 入学検定料の免除

「福島県立高等学校の授業料の免除等に関する規則」第4条第1項により、激甚災害（当該入学検定料の納入期限前1年以内に指定されたものに限る。）により著しく損害を受けた場合は、入学検定料の免除を受けることができる。

(4) 前期選抜で不合格になった者についての取扱い

前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、「令和4年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。

(5) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。